

横浜ユーラシア文化館

指定管理者選定委員会

審査報告書

平成 17 年 10 月

1 経緯

横浜ユーラシア文化館の指定管理者の選定にあたり、横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類に基づく一次審査、ヒアリング及び二次審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、優秀提案者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 審査委員（50音順）

委員長 上山 和雄（國學院大學教授）
委員 川口 徳治朗（神奈川県立歴史博物館 学芸部長）
齊藤 毅憲（横浜市立大学教授）
末崎 真澄（（財）馬事文化財団馬の博物館学芸部長）
西田 由紀子（よこはま市民メセナ協会）
水嶋 英治（常盤大学大学院教授）
室谷 参（横浜市立小学校長会 横浜市立並木第四小学長）

3 優秀提案者 選定の経過

経過項目	年 月 日
公募実施の広報	平成 17 年 6 月 2 4 日（金）
●第 1 回選定委員会（業務の基準、公募要項及び提案課題・審査について）	平成 17 年 7 月 4 日（月）
公募要項等の配布	平成 17 年 7 月 1 2 日（火）
第 1 回現場説明会（8 社参加）	平成 17 年 7 月 1 5 日（木）
第 1 回質疑の受付	平成 17 年 7 月 1 5 日（木）～7 月 2 0 日（水）
第 1 回質疑への回答	平成 17 年 7 月 2 8 日（木）
第 1 次提案書類の受付（1 団体）	平成 17 年 8 月 1 1 日（木）
●第 2 回選定委員会（第 1 次審査）	平成 17 年 8 月 2 4 日（水）
第 1 次審査結果の通知	平成 17 年 8 月 2 5 日（木）
第 2 回現場説明会	平成 17 年 8 月 2 7 日（土）

第2回質疑の受付	平成17年8月27日(土)～9月2日(金)
第2回質疑への回答	平成17年9月9日(金)
第2次提案書類の受付(1団体)	平成17年9月30日(金)
●第3回選定委員会(ヒアリングの開催および第2次審査)	平成17年10月9日(日)

●は選定委員会

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜ユーラシア文化館指定管理者 公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、第1次、第2次の2段階方式により、応募団体から提出された提案書類を審査し、優秀提案者を選定しました。

また、第2次審査では、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

審査にあたっては、第1次審査では55の評価ポイントに対して5段階評価を行うこととし(最高点は275点)、第2次審査では74の評価ポイントに対して5段階評価を行い(最高点は370点)、各委員が評価ポイントごとに採点した上で、その合計点を審査得点としました。

また、5段階評価の3以上の評価を評価ポイント全体の7割以上獲得できなければ各審査を通過できないものとなりました。

■評価項目及び配点

【一次審査】

評価課題大項目	評価ポイント数	満点(評価5)	基準点(評価3)
I 基本的考え方		50点	30点
1 運営に取り組む基本的考え方	7		
2 使命及び果たすべき役割	3		
II 基本方針について		75点	45点
1 事業活動の基本方針	8		
2 施設運営の基本方針	4		
3 施設管理の基本方針	3		
III 必要な専門能力と組織体制について		100点	60点
1 専門性を担保する基本的考え方	10		
2 組織構成の基本的考え方	10		
IV その他		50点	30点
1 評価についての基本的考え方	5		
2 団体の特徴、独自性について	5		
	55	275点	165点

【二次審査】

評価課題大項目	評価 ポイント数	満 点 (評価 5)	基準点 (評価 3)
1 基本方針に対する方針と取組み	18	90	54
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	23	115	69
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組み	4	20	12
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組み	6	30	18
5 組織に関する方針と取組み	17	85	51
6 その他	3	15	9
7 5カ年の収支予算の方針と計画について	3	15	9
合 計	74	370点	222点

5 応募者の制限

第1次審査に応募した事業者について、公募要項に定める「応募者の制限」への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

* 7 応募に関する事項

(1) 応募者

ウ 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- (イ) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (ウ) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (エ) 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与しているもの
- (オ) 本件公募事務に係る補助業務の受託者

なお、本選定に係る補助業務の受託者は以下である。

株式会社 政策技術研究所（東京都港区南青山2-2-15）

6 第1次審査結果（第1次選定通過団体）

(1) 結果

第1次審査では、応募1団体の提案内容を厳正に審査し、以下の団体を通過団体と選定しました。

第1次選定通過団体

財団法人横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

応募団体の審査得点は、次表のとおりです。

	評価項目(配点)	(財)横浜市ふるさと歴史財団							3点以上 項目
		審査員							
		A	B	C	D	E	F	G	
基本的 考え方	1 横浜市文化財施策の基本方針を踏まえた横浜ユーラシア文化館運営に取り組む基本的な考え方について (5点満点×7項目=35)	24	21	26	26	30	35	21	7 /7
	2 横浜ユーラシア文化館の使命及び指定期間において特に果たすべき役割について (5×3項目=15)	10	10	12	12	14	15	9	3 /3
基本 方針	1 横浜ユーラシア文化館の事業活動に対する基本方針について (5×8項目=40)	28	22	30	30	30	40	24	8 /8
	2 横浜ユーラシア文化館の施設運営に対する基本方針について (5×4項目=20)	12	10	12	14	16	19	12	4 /4
	3 横浜ユーラシア文化館の施設管理に対する基本方針について (5×3項目=15)	9	9	9	9	13	15	9	3 /3
組織 体制と 専門 能力	1 横浜ユーラシア文化館に必要な専門性を担保するための基本的な考え方について (5×10項目=50)	38	30	40	38	41	48	30	10 /10
	2 横浜ユーラシア文化館を運営する組織構成の基本的な考え方について (5×10項目=50)	39	27	34	31	40	50	30	10 /10
その他	1 評価についての基本的な考え方について (5×5項目=25)	20	15	17	17	21	25	15	5 /5
	2 団体の特徴、独自性について (5×5項目=25)	18	13	20	22	22	25	15	5 /5
	合計(275)	198	157	200	199	227	272	165	55 /55
	<合計項目数 55>								100.0%
	総計(1,650)	1,418							合格

7 最終選定結果

(1) 選定結果

選定委員会においてヒアリング、第2次審査と、厳正な審査を行った結果、次の団体を優秀提案者と決定しました。

優秀提案者
財団法人横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

	評価項目(配点)	(財)横浜市ふるさと歴史財団							3点以上 項目
		審査員							
		A	B	C	D	E	F	G	
基本方針に対する方針と取組み	1 高度の専門性と公益性の発揮 (5点満点×4項目=20)	20	12	16	18	18	16	12	4 /4
	2 事前・事後評価の的確な実施 (5×2項目=10)	8	6	8	6	10	7	6	2 /2
	3 市民サービスの向上及び市民との協働の推進 (5×7項目=35)	35	22	28	26	33	25	21	7 /7
	4 経費の節減と収益の向上 (5×3項目=15)	15	9	11	9	13	9	9	3 /3
	5 魅力資源の最大限の活用 (5×2項目=10)	10	6	7	8	9	8	6	2 /2
事業に関する業務基準に対する方針と取組み	1 常設展示運営と展示更新計画について (5×2項目=10)	10	6	8	9	10	8	6	2 /2
	2 企画展示について (5×3項目=15)	15	9	12	12	14	12	9	3 /3
	3 調査研究のテーマ設定や課題について (5×3項目=15)	15	9	12	13	15	12	9	3 /3
	4 資料収集・保存・公開について (5×3項目=15)	15	9	12	13	14	12	9	3 /3
	5 出版・刊行について (5×2項目=10)	10	6	8	8	9	8	6	2 /2
	6 広報宣伝活動について (5×2項目=10)	10	7	8	8	10	6	6	2 /2
	7 普及啓発事業について (5×2項目=10)	10	6	8	8	8	8	6	2 /2
	8 利用者へのサービス事業について (5×2項目=10)	10	6	8	8	8	6	6	2 /2
	9 来館促進と賑わいの創出について (5×2項目=10)	10	6	8	10	8	6	6	2 /2
	10 その他の事業について (5×2項目=10)	10	5	7	5	7	8	6	2 /2

	評価項目(配点)	(財)横浜市ふるさと歴史財団							3点以上 項目
		審査員							
		A	B	C	D	E	F	G	
運営の業務基準に 対する方針と取組み	1 休館日について (5×1項目=5)	5	3	3	5	4	4	3	1 /1
	2 開館時間について (5×1項目=5)	5	3	3	4	4	4	3	1 /1
	3 利用料金等について (5×2項目=10)	10	6	7	6	9	8	6	2 /2
管理に関する業務基準に 対する方針と取組み	1 維持管理経費の節減について (5×2項目=10)	10	6	8	8	8	8	6	2 /2
	2 必要な「目的外の使用」に対する取組み について (5×2項目=10)	10	6	6	6	9	8	6	2 /2
	3 中長期的視点に立った施設の修繕・改 修計画について (5×2項目=10)	10	6	8	8	8	8	6	2 /2
組織に関する 方針と取組み	1 組織構成と組織運営の方針について (5×5項目=25)	25	16	20	21	22	20	15	5 /5
	2 運営組織図及び配置人員について (5×4項目=20)	20	12	16	16	17	16	12	4 /4
	3 必要な人材と職能について (5×6項目=30)	26	18	24	26	27	24	18	6 /6
	4 施設運営の実員配置について (5×2項目=10)	10	6	8	9	6	8	6	2 /2
その他	1 自己評価、社会的説明責任、情報公開へ の取組みについて (5×2項目=10)	10	6	8	9	8	8	6	2 /2
	2 その他有意義な提案 (5×1項目=5)	5	4	4	5	5	4	3	1 /1
5カ 年 計 画	5カ年の収支予算の方針と計画について (5×3項目=15)	15	9	12	12	12	9	9	3 /3
	合計(370点満点) <合計項目数 74>	364	225	288	296	325	280	222	74 /74 100.0%
	総計(2,590)	2,000							合格

8 審査講評

団体名 (50 音順)	評価項目及び指摘事項
財団法人 横浜市ふるさと 歴史財団	<p>ユーラシア文化を扱うという大変難しい施設であるが、グローバルな視点で、これからの時代に果たすべき使命と役割を認識し、具体性ある事業や取組みが提起されている事業計画であると、高い評価が与えられた。</p> <p>認知度が低いという現状からどのようにそれを高めていくのかといった方法論については、いろいろな意見が提起された。ロコミを活用していくという提案に対して、もっとメディアを活用する戦略や施設の中心ターゲットを絞る戦略などの提起があった。あわせ、こどもへの対応も、安易にこどもに流れることなく、ユーラシア文化という特性を把握できる年代層以上を中心とし、子供は親子でといった取組みがよいのではといった意見も提示された。</p> <p>全体としてすぐれた提案であり、専門的調査研究や展示においては計画どおりに果たされる可能性が高く、施設の運営を委ねるにふさわしいことは全委員が一致しているが、その価値をより広く認知させ、発信していくための方策にさらにいっそうの努力が期待された。</p>

9 総評

現在の管理運受託者である財団法人横浜市ふるさと歴史財団のみの応募となったが、これは博物館施設という特性とともに、ユーラシア文化という特殊な領域を扱う施設であること、さらになによりも横浜都市発展記念館と一体的な複合施設であることによる管理運営の難しさなどが大きく影響したと考えられた。1 団体審査となったが、1 次審査、2 次審査ともに、各業務提案について詳細にかつ厳格な審査を行った。

日本でも数少ない性格の施設であり、その特色を発揮するためには、国内外の関係施設や機関との連携などが必須である。すでにそのようなネットワークを構築しながら運営がなされているが、その点で他の文化財施設とは少し性格が異なるともいえる。この施設を評価していくためには、その設置の意義や目的を明確にしておくことが必要である。大幅な利用者の増加といったことは望めないが、固定客を増やし、リピーターとともに活動するといった展開が基本であるといえよう。その点で市民研究員といった提案は、この施設における市民協働の姿として望ましい提案である。この施設特有の発展型があると想定される。

他の施設と同様の指摘であるが、外部からの客観的な評価のシステムなどを早急に検討、導入することの必要性、館長及び副館長といったトップマネジメントの役職が担う役割機能、責任範囲について明確にして欲しいといった要請がなされた。